

令和8年度 福智町 会計年度任用職員

●会計年度任用職員とは…
業務繁忙期や職員に欠員が生じたときなどに、職員の補助として1会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員です。

募集案内



問 福智町役場 総務課 人事係 ☎ 0947-22-0555

募集について

下記「職種一覧」から職種を一つのみ選択して申し込みください。なお、他の職種への併願はできません。

応募資格

○年齢要件はありません。職種に応じて資格・経験等が必要な場合がありますので、下記「職種一覧」をご確認ください。
(※資格等取得見込みを含む)

任用期間

令和8年4月1日
～令和9年3月31日

選考方法

書類選考

申込受付

受付期間：1月5日(月)～1月30日(金)
受付時間：8時30分～17時15分
(※土日、祝日を除く)
受付場所：福智町役場3階 総務課
※提出書類は返却しませんので予めご了承ください。申込書に記載された個人情報については、任用の手続きに必要な範囲内でのみ利用します。

申込方法

「会計年度任用職員任用申込書」を福智町役場総務課人事係に提出または郵送(令和8年1月30日消印有効)してください。申込書は、役場総務課人事係

で配布、または町公式ホームページからダウンロードできます。

○添付書類
資格が必要な職種は、資格証の写し見込の場合は、申込書の免許・資格の欄に「取得見込み」と記入。
事務補助(障がい者)は身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の写し。

合格発表

令和8年2月中旬(予定)に、合格者のみに文書で通知します。必要な資格または免許を取得できなかった場合、合格を取り消します。電話等による可否の問合せは、受け付けませんのでご了承ください。

職種一覧

※給与については令和8年1月1日現在です。
※任用期間については、令和8年4月1日～令和9年3月31日です。

申込書のダウンロードおよび
手当や休暇等の詳細はこちら



職種	採用予定数	主な業務	勤務時間	給与(報酬)	資格・経験・手帳等	勤務場所
事務補助	10名程度	一般行政事務補助、隣保館事業等(隣保館指導員)、地域活動に関する業務(地域活動指導員)	週31時間 ～38.75時間	160,240円 ～216,500円	なし	本庁、各施設等
事務補助(障がい者)	2名	一般行政事務補助	週24時間 ～38.75時間 (要相談)	124,056円 ～216,500円	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳	本庁、各施設等
事務補助(管理栄養士)	2名	一般事務	週38.75時間	280,300円 ～287,300円	管理栄養士	本庁、各施設等
事務補助(社会福祉士)	1名程度	一般事務	週38.75時間	280,300円 ～287,300円	社会福祉士	本庁、各施設等
プール指導員	2名	プール教室指導等	週33.75時間	190,045円 ～203,545円	センター・インストラクター	B&G海洋センター
指導主事	1名	学校教育等に関する業務	週38.75時間	313,670円 ～322,070円	校長経験者	学校教育課
工事施工管理事務	1名	工事施工管理業務	週31時間	196,640円 ～202,400円	建築士	学校教育課
工事特定検査員	1名	特定検査員	週31時間	196,640円 ～202,400円	1級土木施工管理技士	建設課
文化財保護指導員	2名	文化財保護業務	週38.75時間	280,300円 ～287,300円	学芸員	生涯学習課
教職員	10名程度	学校教育に関する業務	週38.75時間	247,000円～ ※経験年数による	小・中学校教員免許	各小・中学校及び金田義務教育学校

令和7年中所得に関する 令和8年度分の

個人住民税から電子申告がスタート



eLTAX から「マイナンバーカード」を利用して個人住民税に関する申告ができます。

申告会場に出向くことも、申告書の記載・印刷・郵送も必要ありません。スマホやパソコンからeLTAX 個人住民税電子申告システムに簡単アクセス！



個人住民税(町民税・県民税)の申告について、令和8年度分(令和7年中の所得などに対する申告分)から電子申告が開始されます。スマートフォンやパソコンで、マイナンバーカードを利用して、eLTAX(※)から申告手続きが開始される予定(令和8年1月上旬開始予定)です。(※)地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用し、地方税における手続きを電子的に行うシステムです。→詳しくは町公式ホームページをご覧ください。



↑町公式ホームページ

確定申告が不要で、住民税申告が必要な場合

- 確定申告が必要な場合は、前ページにてご確認ください。
- ▶年末調整を受けていない副業収入があり、その所得が20万円以下のかた
- ▶住民税のみに各種控除の追加をしたいかた
- ▶無収入や非課税収入のみで、所得・(非)課税証明書が必要なかた
- ▶18歳以上の国民健康保険加入者(国民健康保険税の軽減判定に必要。未申告の場合は軽減判定を受けられませんのでご注意ください。)



このページに関する問い合わせ

役場 税務課 賦課係 ☎ 0947-22-3517